

当座貸越根保証（貸付専用）

当座貸越5000

説明書

ご利用いただける方	次のすべての要件を満たす中小企業者 ① 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている方 ② 当組合との与信取引が6ヶ月以上ある方 ③ 当組合の審査基準及び 岐阜県信用保証協会の財務内容等について定める基準を満たし、同協会の保証を得られる方 ※ 農林漁業、金融業、射倖的娯楽産業などの業種を営む方はご利用できません。
ご融資資金の用途	運転資金・設備資金等の事業資金
ご融資形態	当座貸越方式（随時返済）
ご融資金額	100万円以上 2億8,000万円以内
ご融資利率	変動金利（長期プライムレート連動）
利息の支払	毎月10日（休日の場合翌営業日）に計算のうえ、貸越元金に組入れします。
ご融資期間	1年または2年（新規扱い、更新はしない）
信用保証料	有担保扱い 年0.33%～1.77% 無担保扱い 年0.43%～1.87% 信用保証料は融資実行時に一括払い頂きます。
連帯保証人	個人事業主は原則不要 法人は原則代表者のみ必要です。
担保	極度額が5,000万円を超える場合は不動産担保が必要です。
岐阜県信用保証協会への保証申込書類	① 保証申込関係書式セット （信用保証委託申込書、保証人明細、申込人（企業）概要等） ② 直近の決算書2期分 ③ 申込人及び連帯保証人の印鑑証明（H19.4以降新規申込み先） ※ 審査の状況によりその他詳細書類が必要となる場合があります。
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.hidashin.co.jp/

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓 口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：９：００～１７：００</p> <p>電 話：０３－３５６７－２４５６</p> <p>住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－１（全国信用組合会館内）</p>
----------------------	--

平成２２年１０月１日現在

- ※ ローンの利用申込に際し、当組合および保証協会の審査の結果によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ※ ご返済額の試算は窓口にご相談ください。

